

日本臨床宗教師会ニュースレター第 7号

副会長挨拶

臨床宗教師会の研修会を日本各地で活発に活動していることを心強く思っています。臨床宗教師の方々が現代人の苦痛に直接関わっている姿に感銘を受けています。

先日、ある研修会で一人の臨床宗教師にお会いしました。ある日一人のご婦人がお寺に来て、子供のことで相談されたそうです。学校に行けず、家の自室に閉じこもって、食事の時だけ戸を開けるような生活をしているというのです。子供の将来を思うと心が裂かれると泣いて語られたとのこと。

この臨床宗教師の方は、その他、シングルマザーで苦労して子育てをしている若い婦人のこと、結婚先の義父がガンになり子供の世話に加えて義父の世話をしなくてはならない婦人のこと。また、夫が失職し経済的に困っている人のことなど話されました。そして周りには一人では負いきれないほどの苦労を負っている人がいっぱいだと話してくださいました。私はその話を聞きながら、どう対応されているのかと尋ねました。悩みや訴えを聞くだけです。そして私は、何故、この研修会に参加されるのですかと、お尋ねしました。少し間を置いて、少しでも心の友になれば良いと思っていますと言われました。その言葉を聞いて、私の心は一挙にこの方の心に引きつけられました。この方は私を決して裏切られないという安心感と信頼感が私の心に湧いたのです。「心の友となる」と言われた言葉にある謙遜さ、決して見捨てないという使命感、そして辛さや悲しさを一緒に担いながら生きましようという望みがこの一言にある気がしたのです。

臨床宗教師の働きが具体的問題を解決する即効薬にならないことも多いでしょう。即効薬があればどんなに救われるかと思います。残念ながら、そんな即効薬や万能薬はないでしょう。

臨床宗教師会の研修会と同じ苦労を持つ宗教者と会うことで、自分ができるところを確認するときかもしれません。また、宗教者であることで忘れてはならない使命を再確認する時かもしれません。弱い自分だから、同じ思いを持つ宗教者の支えをいただく時になるかもしれません。私もそんな思いで参加させていただいていますし、これからも研修会を通して自分自身を見直し、少しでもケア者にふさわしい自分になりたいと思っています。

副会長挨拶	p. 1
令和2年度総会	p. 2
役員選出規則	p. 4
全国連携委員会細則	p. 5
資格制度細則の改正	p. 6
継続研修のコロナ対応	p. 6
教育プログラムのコロナ対応	p. 8
令和元年度第3回理事会議事録	p. 8
オンラインにおける倫理	p.10
熊本豪雨被災者支援現状報告	p.12

2020年6月
日本臨床宗教師会 副会長 窪寺俊之
(兵庫大学大学院看護学研究科教授)



令和2年度総会

新型コロナウイルスの流行拡大防止のため令和2年3月9日(月)に予定されていた総会が実施できず、やむなく3月31日(火)から4月15日(水)にかけて、会員メーリングリスト及び郵送・FAXにより「第1回総会」が開催されました。第1回総会の決議事項・報告事項自体は有効でしたが、理事の登記変更のために対面による総会開催が必要となり、6月23日(火)14時から東北大学において「第2回臨時総会」を開催しました。2回の総会の内容はほぼ同じであり、その内容をまとめて、以下5ページまでお知らせします。

役員・委員会について

・上田禮子理事（関西臨床宗教師会）が退任し、野々目月泉・関西臨床宗教師会会長が理事就任

・北海道臨床宗教師会の設立により、小林茂・北海道臨床宗教師会会長が理事就任

・前田伸子理事の逝去により、佐藤慶太・鶴見大学副学長が理事就任

・前田伸子倫理委員の欠員補充として、女性正会員1名就任

・新たに設ける「全国連携委員会」の委員長に、金田諦應副会長。委員に各地臨床宗教師会代表者8名（小林茂理事、新田忍澄理事、井川裕覚理事、武藤隆広理事、野々目月泉理事、榊野統胤理事、童銅啓純理事、吉尾天声理事）

平成31年度(令和元年度)事業報告・決算報告

・第4回フォローアップ研修・総会 平成31年3月4日～5日 龍谷大学

一般社団法人日本臨床宗教師会収支決算書

(平成31年1月1日～令和元年12月31日)

(単位=円)			
科目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1. 会費収入	¥ 1,420,000	¥1,547,000	¥ 127,000
2. 資格認定料	¥ 600,000	¥ 580,000	¥ -20,000
3. 研修参加料	¥ 200,000	¥ 252,000	¥ 52,000
4. 寄附金収入	¥ 10,000	¥ -	¥ -10,000
5. 助成金収入	¥ 400,000	¥ 400,000	¥ -
6. 懇親会収入	¥ 300,000	¥ 370,000	¥ 70,000
7. 雑収入（前期・当期法人税還付金）	¥ 50,000	¥ -	¥ -50,000
8. 受取利息	¥ 10	¥ 34	¥ 24
収入合計(A)	¥ 2,980,010	¥3,149,034	¥ 169,024
I I 支出の部			
1. 会議費	¥ 1,000,000	¥1,152,542	¥ 152,542
2. 通信費	¥ 100,000	¥ 87,100	¥ -12,900
3. 懇親会費	¥ 350,000	¥ 457,000	¥ 107,000
4. 接待交際費	¥ 10,000	¥ -	¥ -10,000
5. 印刷製本費	¥ 500,000	¥ 409,295	¥ -90,705
6. 支払報酬	¥ -	¥ 930,800	¥ 930,800
7. 事務費	¥ 100,000	¥ 75,237	¥ -24,763
8. 雑費	¥ 100,000	¥ 25,364	¥ -74,636
9. 法人税	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -
支出合計(B)	¥ 2,210,000	¥3,187,338	¥ -977,338
当期収支差額(C=A-B)	¥ 770,010	¥ -38,304	¥ -808,314
前期繰越収支差額(D)	¥ 5,695,089	¥5,695,089	¥ -
次期繰越収支差額(C+D)	¥ 6,465,099	¥5,656,785	¥ -808,314

※1 決算額には翌年度参加料事前入金分を含む

※2 同上。総会とFU研修に伴う会員懇親会会費収入。

※3 主たる用途は役員交通費と各地研修への講師派遣費用

※4 弁護士・司法書士報酬。弁護士報酬は2019年度（半期）と2020年度分。

一般社団法人日本臨床宗教師会令和2年度収支予算書
(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

(単位＝円)

科目	H31/R1予算額	H31/R1決算額	R2予算額	H31/R1予算との差異	備考
I 収入の部					
1. 会費収入	¥ 1,420,000	¥ 1,547,000	¥ 1,600,000	¥ 180,000	正会員277名、団体12団体他 (R2年度初)
2. 資格認定料	¥ 600,000	¥ 580,000	¥ 600,000	¥ -	30名見込
3. 研修参加料	¥ 200,000	¥ 252,000	¥ -	¥ -200,000	FU5 (中止)
4. 寄附金収入	¥ 10,000	¥ -	¥ -	¥ -10,000	
5. 助成金収入	¥ 400,000	¥ 400,000	¥ -	¥ -400,000	仏教伝道協会
6. 懇親会収入	¥ 300,000	¥ 370,000	¥ -	¥ -300,000	
7. 雑収入	¥ 50,000	¥ -	¥ 50,000	¥ -	法人税還付金
8. 受取利息	¥ 10	¥ 34	¥ 10	¥ -	
収入合計 (A)	¥ 2,980,010	¥ 3,149,034	¥ 2,250,010	¥ -730,000	
II 支出の部					
1. 会議費	¥ 1,000,000	¥ 1,152,542	¥ 1,500,000	¥ 500,000	理事会1回50万×2、各委員会10万×5委員会
2. 通信費	¥ 100,000	¥ 87,100	¥ 100,000	¥ -	
3. 懇親会費	¥ 350,000	¥ 457,000	¥ -	¥ -350,000	中止
4. 接待交際費	¥ 10,000	¥ -	¥ 10,000	¥ -	慶弔費
5. 印刷製本費	¥ 500,000	¥ 409,295	¥ 300,000	¥ -200,000	認定証・NL・リーフレット。FU5抄録集は印刷中止。
6. 支払報酬	¥ -	¥ 930,800	¥ 500,000	¥ 500,000	
7. 事務費	¥ 100,000	¥ 75,237	¥ 100,000	¥ -	
8. 雑費	¥ 100,000	¥ 25,364	¥ 50,000	¥ -50,000	
9. 法人税	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	仙台市
支出合計 (B)	¥ 2,210,000	¥ 3,187,338	¥ 2,610,000	¥ 400,000	
当期収支差額 (C=A-B)	¥ 770,010	¥ -38,304	¥ -359,990	¥ -1,130,000	
前期繰越収支差額 (D)	¥ 5,695,089	¥ 5,695,089	¥ 5,656,785	¥ -38,304	
次期繰越収支差額 (C+D)	¥ 6,465,099	¥ 5,656,785	¥ 5,296,795	¥ -1,168,304	

- ・第3回資格認定（修了者13名／返上1名：総計171名）
 - ・第4回資格認定（修了者14名／先駆者1名：総計186名）
 - ・第3回教育プログラム認定（新規指導者1名：総計9大学・機関／指導者23名登録）
 - ・第4回教育プログラム認定（増減なし）
 - ・第1回理事会 平成31年3月4日 龍谷大学
 - ・第2回臨時理事会 令和元年6月7日～6月12日 役員ML
 - ・第3回理事会 令和元年9月8日 鶴見大学
 - ・第4回資格申請受付 令和元年7月
 - ・第5回資格申請受付 令和元年12月
- 決算報告書はp.2参照（赤字箇所は修正）

令和2年度事業計画・予算

- ・第5回フォローアップ研修・総会 令和2年3月9日～10日 東北大学（中止）
 - ・第2回臨時総会 令和2年6月23日
 - ・第5回資格認定（修了者13名／先駆者3／返上2名：総計200名）
 - ・第6回資格認定
 - ・第5回教育プログラム認定（指導者登録抹消1名：総計9大学・機関／指導者22名登録）
 - ・第6回教育プログラム認定
 - ・第1回理事会 令和2年3月9日～3月16日 役員ML
 - ・第2回臨時理事会 令和2年5月27日～6月5日 役員ML
 - ・第3回理事会 令和2年9月12日 東京またはオンライン
 - ・第6回資格申請受付 令和2年7月
 - ・第7回資格申請受付 令和2年12月
- 予算書はp.3参照（赤字箇所は修正）

会員数の報告

入会者数：正会員20名（うち1名は准会員から変更）、賛助会員（個人）1名、賛助会員（団体）1団体。退会者数：正会員9名、賛助会員（個人）1名。合計して現在の会員数は、正会員290名、准会員0名、賛助会員（個人）8名、賛助会員（団体）13団体となった。

<入会者> 倉本龍美 藤本弘信 渡辺有中村由佳子 熱田幸作 佐々木雅代 原遵由 大野高志 坂本顕一 瀧口俊子 佐藤慶太 源智道 秋田尚文 楠本剛大 倉田隆司 竹下毅昭 松本二三秋 宮川央至 小島秀光 岩本信治（以上、正会員）

竹中了祥（准会員から正会員に変更）
大村重信（賛助会員（個人））
龍谷大学大学院実践真宗学研究科（賛助会員（団体））
<退会者> 前田伸子 榎本宏 河合直美
Moto-Sanchez Micka 高橋周佐 上田禮子
中村直美 河合宗重 山田家隆（以上、正会員）
仁木久恵（賛助会員（個人））

委員会規則の改正

これまで任意で各地臨床宗教師会連絡会が開催されてきたが、日本臨床宗教師会と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有は本会の運営上、必要不可欠なことであるため、この際「全国連携委員会」を新たに設置した（委員会規則の別表に追加）。

役員選出規則（新）の施行

会員より、日本臨床宗教師会と各地の臨床宗教師会との関係性が不明確だという指摘があったため、新たに「役員選出規則」を作り、日本臨床宗教師会理事に各地の臨床宗教師会の代表者（かならずしも各地の会長でなくていい）が就任することの根拠を明確にした（役員選出規則第4条（2））。また、倫理事案の最終決定は理事会が行うため、理事には倫理綱領・倫理ガイドラインについての理解が不可欠であることから、日本臨床宗教師会理事に、倫理講習受講を義務化した（役員選出規則第15条（2））。

一般社団法人日本臨床宗教師会 役員選出規則

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第20条から第27条、及び第38条に基づき、事業の円滑な遂行を図るため必要な事項を定める。

（役員の種類）

第2条 本法人の役員として理事、監事、顧問を置く。

（理事の職務と定員）

第3条 理事は本法人の職務を執行する。

2. 理事は10名以上30名以内とする。

3. 理事の中から1名を会長（代表理事）として選任する。会長は、本法人の業務を総理し、本法人を代表する。

4. 会長とは別に、理事の中から2名以上4名以内を副会長として選任する。副会長は、会長を補佐し特定の業務を掌る。

5. 副会長は、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

6. 理事のうち、会長・副会長以外に事務局長1名、他に事務局次長を1名選任する。事務局長・事務局次長は、本法人の庶務を掌る。

7. 会長、副会長、事務局長、事務局次長は理事会において互選により選任する。

(理事の選任)

第4条 理事は会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 理事は各地の臨床宗教師会を代表する者、教育プログラムを代表する者、その他有識者によって構成する。

3. 理事を選任する際には、前項の他、宗教バランス、男女比に配慮する。

(理事の任期)

第5条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(理事の解任)

第6条 理事の解任は会員総会の決議による。

(監事の職務と定員)

第7条 監事は本法人の業務及び財産の状況を監査する。

2. 監事は2名とする。

(監事の選任)

第8条 監事は会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

(監事の任期)

第9条 監事の任期は4年とし、再任を妨げない。

(監事の解任)

第10条 監事の解任は会員総会の決議による。

(顧問の職務と定員)

第11条 顧問は理事会に出席し意見を述べることができる。

2. 顧問は若干名とする。

(顧問の選任)

第12条 顧問は理事会において選任し、会長が委嘱する。

(顧問の任期)

第13条 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問の解任)

第14条 顧問の解任は会員総会の決議による。

(役員の義務)

第15条 役員は、本法人のために忠実に職務を行う義務を有す。

2. 理事は、資格制度細則に定める倫理講習を、任期中において1単位以上受講する。

(役員の報酬)

第16条 役員は無報酬とする。なお、本法人の業務遂行に必要とされる経費は事務局の判断により支給される。

(規則の改定)

第17条 本規則の改定は、本法人理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本規則は、令和2年3月31日より施行する。

全国連携委員会細則の施行（新）

上記の委員会規則（改）、役員選出規則（新）と同様に、日本臨床宗教師会と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有の意義を明確にした（全国連携委員会細則第5条）。

一般社団法人日本臨床宗教師会 全国連携委員会細則

(主旨)

第1条 本細則は、日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第39条に基づき、本法人と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本細則は、本法人と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有について、その適正を期すことを目的とする。

(全国連携委員会)

第3条 本法人は、本法人定款第38条に基づき、全国連携委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するために、本法人会長（以下「会長」という）の指示のもとに、次の業務を行う。

(1) 本法人と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有

(2) その他、会長が必要と認める業務

(委員の構成)

第5条 委員会は、本法人の理事若干名によって構成する。なお、委員欠席の場合には各地の臨床宗教師会役員もしくは事務担当者の代理出席を認める。

(細則の改定)

第6条 本細則の改定は、本法人理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本細則は、令和2年3月31日より施行する。

資格制度細則の改正

「先駆者」について「30歳以上」を新たな条件とした(資格制度細則第8条)。なお、宗教者経歴を条件とするかどうかについては検討中。「先駆者」枠そのものの継続について引き続き検討する。

「修了者」の申請について、フォローアップ研修の受講は所属する臨床宗教師会主催のものに限定する(資格制度細則第7条(5))。

また、資格更新条件について、年間活動報告書の提出を義務化した(資格制度細則第11条(4))。これにともない、これまでの「活動報告検討」を「活動内容検討」の表記に変更した。やむを得ない理由による資格更新期限の延長が3年間まで猶予できる(資格制度細則第12条)。

資格更新条件の解説の改正

上記の資格制度細則変更に伴い、文言を改めた。

指導者登録の抹消

会員1名より退会届があり、これに伴い、指導者登録を抹消する(Moto-Sanchez Micka)。

氏名表記変更手続き

27名から申請があり、26名について承認した。不承認の1名については異議があれば再提出を求める。

資格認定者

認定臨床宗教師認定について、修了者10名、先駆者3名の認定、資格返上者3名(うち2名は退会に伴う)、資格内容変更4名を承認した。変更手続き書類未提出により1名について一時的に資格を停止する。

その他、氏名変更、所属地域会変更が認められた。認定者一覧は本会ホームページに掲載する。

<先駆者> 大野高志 原遵由 渡辺有

<修了者> 熱田幸作 大澤尊光 小山田和正

倉本龍美 小林茂 坂本顕一 竹中了祥

中村由佳子 藤本弘信 松山宏成

<資格返上> 河合直美 高橋周佐 西脇大成

暫定資格申請

申請者1名につき、6月19日までに運営委員会で承認された。

住民票と身分証明書の提出

資格制度細則第11条(5)の住民票と身分証明書の提出について、2019年春までに資格認定を受けた者については、資格更新時までにするにしていた。

倫理委員会報告

フォローアップ研修での倫理講習を7回実施した他、全国倫理委員長連絡会など数回の会議・打ち合わせを行った。本人および関係者からの「相談」、「葬儀」に関わる相談など多数あったが、「申立書」による倫理案件はなかった。各地の倫理委員長へ「葬儀と臨床宗教師」の資料を配布した。倫理事例集の編集を推進する。

前田委員の逝去に伴い倫理委員を補充したい。女性の正会員を推薦する。

研究委員会報告

「臨床宗教師」を養成している9機関に対して、養成機関の現状を尋ねるアンケート調査を行った。

「臨床宗教師」に関する基本的情報が講義の中で伝えられているかどうかの再点検の必要性、教育プログラム実施中に倫理問題が生じてしまった場合への対応など、課題も明らかになった。

継続研修のコロナ対応

令和2年(2020年)の新型コロナウイルス流行に伴い、同年12月までの特別措置として、オンライン(リアルタイムまたはオンデマンド配信等)での継続研修開催を認める。詳細は以下のとおり。なお、流行が継続する場合には、この特別措置を延長することがある。

1. 主催団体:「資格更新条件の解説」(以下、解説と略す)の第1章第1節と同じ。

2. 継続研修の種類:解説の第1章第2節と同じ。以下の※1を特別措置とする。

※1:オンライン参加する会員のネット環境に配慮するため、研修内容を分散して行っても、1ヶ月以内に実施すれば合計3時間の要件を満たしたものとする。(例:第x回F U研修を、6月1日~6月10日:倫理講義、6月11日~6月22日:

S C 講義、6月23日：会話記録検討会、6月24日～6月30日：予備日の3～4回に分けて実施する）。

3. 開催案内と開催報告：解説の第1章第2節と同じ。以下の※2を特別措置とする。

※2：主催団体以外の会員の参加を認めなくてもよい。

4. 単位数：解説の第2章第1節～第7節と同じ。以下の※3～※7を特別措置とする。

※3：会話記録検討会はリアルタイムで行う。会話記録を提出しないグループ参加（0.5単位）は認めるが、グループ参加しないオブザーバーは認めない（0単位）。

※4：活動内容検討会をリアルタイムで行う場合は、活動内容を提出しないグループ参加（0.25単位）について、コメント等の発言ないし返信（チャット機能やメール）によって参加を確認する。

※5：活動内容検討会をオンデマンド配信で行う場合は、活動内容を提出しないグループ参加（0.25単位）について、コメント等の返信（チャット機能やメール）によって参加を確認する。指導者はすべてのコメントを確認し、発表者との間で内容を再確認した上で単位を認める。

※6：講義はオンデマンド配信で行うことを推奨する。受講者のコメント等の返信（チャット機能やメール）によって受講を確認する。

※7：講義の全部または一部をリアルタイムで行う場合は、コメント等の発言ないし返信（チャット機能やメール）によって参加を確認する。

5. 時間数：解説の第2章第1節～第7節と同じ。以下の※8を特別措置とする。

※8：質疑応答を含め、講義1回あたり70分を越えないように配慮する。

6. ネット環境の整備：講師や会員の自己責任で行う。

7. 個人情報保護：オンライン環境を含め、個人情報保護に努める。

8. 参加費：これまでと同様に、主催団体の判断で参加費を徴収することができる。

9. 経費：これまでと同様に、主催団体の判断で拠出する。なお、講師や会員のネット環境整備や交通費に経費を用いる必要はない。

オンラインでの継続研修開催に関する参考情報
＜使用するツール＞

リアルタイムの会議ができるツールとして、Zoom、skype、LINE、Google Meet、Cisco Webex Meetingsなどが知られていますが、ネット環境がない人には、音声を電話で聞かせてあげることでもあります。オンデマンド配信ができるツールとして、YouTube、Google Drive などがありますが、DVDにして郵送してあげることもできます（ただし事後に破棄すること）。できるだけ多くの会員が受講できるように配慮してください。また、ネットが苦手な人も、臨床宗教師の仲間だけでなく、家族・友人・信徒のサポートを受けるなどの工夫をすることによって、状況の改善に努めてください。

＜オンデマンド配信の推奨＞

ネット環境が整っていたとしても、リアルタイムでのミーティング中に画像が止まったり、音声途切れることがあります。講義や活動内容検討会については、できるだけオンデマンド配信を利用してください。また、講義においては、資料を別データでダウンロードしたり、メール送付するなど、事前に入手できるようにしてください。動画・音声のデータは、できるだけ30分以内で区切るようにして、1つのデータ量があまり大きくならないよう工夫してください。

YouTube、Google Driveには、視聴者を限定できる機能があります。YouTubeはストリーム配信専用ですが、Google Driveもダウンロード不可の設定にしてストリーム配信にする機能があります。

＜データの保存＞

主催する事務局・担当者の方は、配信したデータをできるだけ保存するように努めてください。設定した期間の後になって、「あの部分を聞き逃したので確認したい」といったことが生じても対応できるように、開催日程にも余裕をもたせてください。

＜練習期間の設定＞

通常のメールやHP閲覧はできても、リアルタイムでのミーティングや、ダウンロード、ストリーム配信の視聴に慣れていない人たちもいます。実際の継続研修を開催する前に、練習期間を設定し、サポートをすることで、当日の運営がスムーズになります。

＜個人面談の活用＞

会話記録検討会はリアルタイムにせざるを得ません。グループで行う場合はできるだけ少人数にして、参加者全員が発言しやすいよう工夫してください。また、個人面談で行う場合には、電話等を使う

こともできます。なお、話をしている本人の声が外に漏れないように配慮してください。

＜お互いへの配慮＞

常に意識したいことですが、このようなオンラインでの研修開催をするには、開催する事務局・担当者にもいつもよりも大きな負担がかかります。また、ネット環境に不慣れな会員は、疎外感を感じるかもしれません。お互いに負担がかかっているということを理解し、互いの立場を尊重し、敬意をもって支え合えるようにしてください。

教育プログラムのコロナ対応

令和2年（2020年）の新型コロナウイルス流行に伴い、教育プログラムの実施、中でも実習先の確保やその実施に大きな課題が生じている。そこで、2020年度開講の教育プログラムにおいては、暫定的に以下の特別措置の実施を認める。なお、流行が継続する場合には、この特別措置を延長することがある。

1. 主催団体：教育プログラム細則（以下、細則と略す）第6条で定められた団体。
2. 研修指導者：細則第9条、第10条で定められたとおり。なお、※4の対応に関して、教育プログラムとしての登録作業は不要とする。
3. 講義：細則第6条（1）、同（2）、同（5）で定められたとおり。
4. 実習：細則第6条（3）、同（5）の④に準拠するが、以下の※1のように実施することができる。

※1：30時間の実習のうち、20時間までは信徒等（家族・親族を除く）との電話やオンラインでの対応を認める。残りの10時間については、新型コロナウイルス流行の収束状況に応じて、「公共空間での実習」を教育プログラムの責任において実施する

5. 演習：細則第6条（4）、同（5）の⑤に準拠するが、以下の※2、※3、※4のように実施することができる。

※2：教育プログラム担当者と研修指導者との間で、事前事後の実施確認をとることを条件に、電話ないしオンライン会議（リアルタイム）で実施できる。

※3：※1の対応をした場合には、14時間分までは教育プログラムの責任において実施する。

※4：※1の「残り10時間の公共空間での実習」への演習（実習指導）について、教育プログラムの枠内で実施することが手続き上困難でやむを得ない場合（年度を跨いで受講することが困

難な場合や、さらに受講料がかかる場合など）は、いったん教育プログラムを修了させた上で、資格申請前に実施される各地の臨床宗教師会が主催する継続研修における会話記録検討会での発表・指導1単位をもって3時間分、同様に活動内容検討会での発表・指導1単位をもって3時間分としてカウントすることができる。なお、当該の修了生が参加状況については、教育プログラムと各地の臨床宗教師会との間で情報共有を行う。

6. 教育プログラムの修了：各教育プログラムが設定する履修すべき総時間数を受講できなくても、細則第6条に定めた時間数を満たしていれば、資格申請は可能とする。教育プログラム修了の時期や方法については柔軟に対応する。

令和元年度第3回理事会議事録

日時：2019年9月8日(日) 16時15分～17時50分

会場：鶴見大学記念館 2階 セミナー室

出席：島蘭進（会長）、高木慶子（監事）、大下大

圓（副会長）、金田諦應（副会長）、鎌田東二

（副会長）、伊藤文雄（顧問）、中野東禅（顧

問）、谷山洋三、鍋島直樹、大村哲夫、黒川雅代

子、小西達也、篠原鋭一、曾根宣雄、沼口諭、松

本峰哲、森崎雅宝、新田忍澄、井川裕寛、野々目

月泉（上田禮子代理）、朋澤融智（梶野統胤代

理）、童銅啓純、山下亮恂（吉尾天声代理）、横

田泰典（愛知学院大学事務長、オブザーバー）

欠席（委任状あり）：杉岡孝紀、鈴木岩弓、引田弘

道、前田伸子、W・キッペス（顧問）

欠席：柏木哲夫（監事）、窪寺俊之（副会長）、石

井研士（顧問）、武藤隆広

1. 前回議事録の承認（資料1）（資料2）

島蘭会長より前回議事録が提案され、承認された。

2. 入会申込者の承認（資料3）

新たに正会員15名、準会員1名、賛助会員（個人）2名、の入会と正会員1名の退会を承認し、会員数は正会員278名、準会員1名、賛助会員（個人）8名、賛助会員（団体）12団体となった。

なお、一部入会申込者の「肩書き」について確認がなされ、入会申し込みの時点で推薦役員が確認し、表記を統一すべきことが話し合われた。

3. 資格認定について（資料4：認定臨床宗教師認定）

小西委員長より、修了者14名、先駆者1名の資格申請者について報告があり資格認定が承認された。

また、所属先変更の3名について報告があり承認された。

4. 各委員会より報告・各細則について

(1) 研究委員会：各研究機関から情報収集を行っている。

(2) 教育プログラム認定委員会：特になし

(3) 資格認定委員会（資料5：資格制度細則の改正）：小西委員長より以下の改正案が提示され承認された。

・第10条（有資格者の氏名）：顧問弁護士の指摘により、本年6月に資格申請時に住民票等の提出をすることになったが、すでに資格を有している者についても同様にすべきとの指摘あり。ただし、宗教者の場合には僧名などのように「通称名」を名乗ることがあるので、これを認められるようにしたい。戸籍名を優先し、通称名は括弧に入れる（sicj資格00送り状（修了者）の2ページ目参照、なお先駆者も同内容）。

・第13条（資格認定証の授与）第2項・第3項の追加：第10条の追加に伴い、資格認定証・IDカードの再発行手数料を定める。

上田理事などからの提案により以下の点も確認された。

・性別、国籍、婚姻に関する理由等により通称名のみを使用することもある。

(4) 継続教育委員会（資料6：資格更新条件の解説の改正）：谷山事務局長より以下の改正案が提示され承認された。

・すでに各地臨床宗教師会にはお知らせ済みだが、本年3月に改正した内容のうち、会話記録検討会参加0.5単位、活動記録検討会参加0.25単位につき、誤解がないように文章化。

・「北海道臨床宗教師会」が11月頃に設立予定であり、継続研修の有効性を担保するために、現時点でその名称を記載する。なお、これに伴い北海道東北臨床宗教師会は「東北臨床宗教師会」に改称予定。

(5) 倫理委員会：鎌田委員長より以下の報告がなされた。

・会員MLでのメール誤送信問題について、委員長より当該会員2名に嚴重注意した件等が報告され、当該会員2名より謝罪があった。この件に関する対応について継続的にやり取りをしている。

・全国FU研修懇親会での不適切発言問題について、委員長より当該会員1名に嚴重注意した件等が報告され、当該会員より謝罪があった。

・各地の倫理委員と協議し、合同で学び合いの会を開催する予定。

5. パンフレット作成（資料7）

・東北大学作成のパンフレットを下案にして、裏面・中列・下段と、裏面・右列・下段を入れ替える案を承認。なお後者については、各教育プログラムの表記について確認が必要。

6. 各地臨床宗教師会連絡会より提案

新田理事より以下の報告、提案がなされ、⇒のように対応することが承認された。

・各地臨床宗教師会連絡会を正式な会議にしたい ⇒ 委員会として規定する方向。

・問題発生時の情報共有 ⇒ ケースバイケースで対応。

・倫理案件が生じた場合に一時的に資格停止にできないか？ ⇒ 倫理委員会が対応し資格を一時停止にすることがあり得る（すでに規定されている）。

・会員の活動報告について義務づけをしてほしい ⇒ 日本臨床宗教師会として、各地臨床宗教師会に対して依頼する形をとりたい。

・有資格者の再教育について ⇒ 倫理案件になった場合に、再教育という処遇案が出る可能性はある（すでに規定されている）。FU研修の内容に応じて再教育をするということは今後検討（規定されていない）。

7. 次回の理事会（案） 令和2（2020）年3月8日（日）16時～19時 @東北大学

来年の総会、FU研修（案） 令和2（2020）年3月9日（月）～10日（火）

<報告事項>

1. 各大学等の養成講座の予定：特になし

2. 各地臨床宗教師会の予定：特になし

3. その他（世界日報、TBS、ほか）

谷山事務局長より以下の報告。

(1) 北海道臨床宗教師会の設立について（11月頃発足予定）

(2) 世界日報について（沼口医院に取材依頼があり、条件を鑑みて断った旨）

(3) TBS番組について（医師でチャプレンが主人公のドラマについて、谷山事務局長が個人名でチャプレン監修予定、理事会時点で詳細は情報公開不可）

以上

オンラインにおける臨床宗教師活動と倫理

関西臨床宗教師会による「Zoomカフェデモンク」や、「オンラインdeモンクが集う会」など、オンラインでの傾聴活動が企画・運営されています。この状況に鑑み、以下の文書が寄稿されましたので、適宜ご精読ください。

オンラインにおける臨床宗教師活動と倫理

大村 哲夫

はじめに

COVID-19の蔓延により、人と人との関わりのかたちが変わりました。「臨床」という場を共有し対面で温もりのあるケアを心がけてきた私たちにとっては厳しい試煉といえます。しかしながら全国の臨床宗教師各位には、困難な状況の中で様々な工夫を重ねケアに努めていること、例えばオンラインによるカフェデモンクや、癒しの動画提供、傾聴などが取り組まれており、頼もしくすばらしいことと思います。こうした新しい取り組みに際して、倫理上の注意点は何かという問い合わせを度々いただくようになりました。そこで本論では、現時点での課題を挙げ、皆様と共によりよいケアの実践に役立てていきたいと思っています。

オンラインにおける倫理には、大きく3点の課題があります。守秘義務の遵守と多重関係の禁止、透明性の確保です。それぞれ見ていきましょう。

I. 守秘義務の遵守

臨床宗教師には倫理綱領・倫理規約において守秘義務が課せられています。ケア対象者を傷つけないという大原則を保障するためには、秘密が守られることが大前提です。ではオンラインによる特殊性とは何でしょうか。

1) ケア対象者の個人情報を守るため、録画・録音・画像・会話内容を残さない。
話されたことはあくまで「その場」「その時」のものです。今まで同様、自身のブログやFacebook等に載せることもできません。またケア対象者を特定する情報（氏名や住所、メールアドレスなど）は取得してはいけません。接続のため必要な場合はその旨を伝え、事後直ちに消去します。ケア対象者にも録音・録画は控えてもらいましょう。本名の代わりにニックネームなどを付けてもらい、それを使うと安心です。またお互いの端末も第三者に話が聞こえないような場所に設定します。

2) 深掘りしない。
オンラインにおける限界を踏まえて「深い話」は避けましょう。ケア対象者の精神状態が不安定になっても支えることはできず極めて危険です。希死念慮の表明など難しい問題が語られた場合、抱え込まず専門家に繋ぐ必要があります。そのため医療や行政等関係機関の連絡先一覧を用意しておきましょう。また通信システムの問題や、他者の傍受などによる漏洩の可能性も考慮する必要があります。時間の枠（最長で概ね40分）も守りましょう。

II. 多重関係の禁止

倫理規約（ガイドライン）で特に強調されているところです。布教伝道をせず公共空間で活動する臨床宗教師と、布教伝道を旨とする宗教者のあり方は明確に区別する必要があります。オンライン上では混同しがち・されがちとなります。具体的な対応として以下のことが考えられます。

1) 所属の寺社教会名を名乗らない。教団についても必要がある場合のみ、宗教間協力の観点からも大きくくりの名称を用いましょう（例えば、仏教、浄土系、禅宗、法華系、真言系、神道（系）、キリスト教、カトリック、プロテスタントなど）。

2) 活動をWebsiteで紹介する場合、リンク先から所属の寺社教会等が分からないよう注意してください。もちろん自分のメールアドレス等、当該Website以外の連絡先も教えてはいけません。これは布教伝道へのおそれを防ぐだけではなく、皆さんをトラブルに巻き込まれないように守る重要な意味があります。

3) 謝礼など対価をいただいてはいけません。「営業活動」とみなされ、「公共空間」にふさわしくないものとされます。

III. 透明性の確保

臨床宗教師の活動の場は、公共空間です。布教伝道をはじめ多重関係に関わる疑念を持たれることがないように、これまで以上に明確に区別する必要があります。活動を紹介するWebsiteへの記載や実際の運営では特に透明性を意識しましょう。また、つい教義を説教してしまうことがないように、複数の臨床宗教師が運営に関わることも有意義です。

まとめ

オンラインによる臨床宗教師のケアは、伝染病の蔓延によって急遽普及させられた一面もありますが、思わぬメリットがあることも分かってきました。例えばこれまで問題であった傾聴の場の確保、ケア対象者や臨床宗教師の移動の問題、密室におけるハラスメント不安などが解消し、経費も削減可能となりました。臨床宗教師を活用する障害が低減したため、一部の人には利用しやすくなったといえます。そのためCOVID-19が終熄に向かったとしても、オンラインによる臨床宗教師活動の需要は今後も続くことが予想されます。

しかし対面によるケアと異なり、五感をフルに活用したスピリチュアルケアが行えず、息づかいを感じ「沈黙」を味わうような深みのある傾聴が難しいのも事実です。臨機応変のケアにも限界があります。また最近の研究では、人工知能を搭載した仏像の有効性を示すものや、生身の人間よりAIによる対話が効果的であるという実験も行われています。私たちは人と人が関わることによって何ができるのかを真剣に追求する必要があるでしょう。

オンラインにおける臨床宗教師活動と倫理はこれまで同様、守秘義務の遵守、多重関係の禁止、透明性の確保が基本となります。これらはケア対象者を守ることはもちろん、皆さん自身をトラブルから守り、臨床宗教師全体の信頼を高め、より活動の幅を広げることでしょう。諸師のますますのご活躍を祈ります。

令和2年7月熊本豪雨災害被災者支援現状報告 ～それぞれの心の痛みや苦しみを理解し、和らげるための支援を行うことを目指して～

2020年7月3日以降に熊本県を中心に九州地方で発生した集中豪雨被害に関して、九州臨床宗教師会からの活動報告と、そこから見てきた現地の状況やニーズをお伝えします。

■九州臨床宗教師会の活動報告と現地のニーズ ＜方針＞

・九州臨床宗教師会は、今回の豪雨災害について、被災地の公共空間等で、悲嘆に寄り添う心のケアを提供していく。

＜熊本会員10名の活動状況（2020.7.27現在）＞

・吉尾天声：真宗大谷派九州教区熊本西組組長として支援活動中。

・糸山公照：真宗大谷派KVC（熊本ボランティアセンター）として支援活動中。個人的にお見舞金を送付。

・山口達也：コロナ下で、傾聴活動等を行うことはできていない。

・金聖孝：在日大韓キリスト熊本教会ボランティアセンター長として支援活動中。

・桑野賢瑞：真宗大谷派九州教区会議員として支援活動中。

・玉春なおみ：益城町の仮設の継続ケアが必要だが、コロナ下で動くことができない。

・芦田もと子：益城町の仮設の継続ケアが必要だが、コロナ下で動くことができない。個人的にお見舞金を送付。

・久連松隆導：コロナ下で、傾聴活動等を行うことはできていない。個人的にお見舞金を送付。

・岩崎哲秀：7月6日以降、被災地域の曹洞宗僧侶として、球磨村総合運動公園等（公共の現場）で、役場職員や消防団・地元の中高生と活動している。

・盛智照：浄土真宗本願寺派熊本教区災害支援チームとして支援活動中。個人的にお見舞金を送付。

今のところ所属教団における活動など、出来る範囲での活動を行っています。九州臨床宗教師会として、情報共有等をしながら、今後の活動を模索していきたい。

＜ボランティア活動について＞

熊本県社協、人吉市社協にコロナ下でのボランティア等の活動について問い合わせたところ、いずれも現場の泥出し以外は想定できていないとのこと。また人吉市は保健所との協議で、コーヒー提供を含む炊き出しはお受けしない、との決定をしている。ただし個人的に行うものまでは止めることはしない姿勢であるとのことでした。

以上のような状況下であるので、九州臨床宗教師会としての活動はやりたくてもできない状況です。

＜支援金について＞

コロナの影響が収束し、行政から、傾聴ボランティア活動に関して、活動していいという決定がなされていない状況では、現在活動をしたくても活動することは困難です。

今後、どのような形で活動していけるかどうか、まだまだ、模索中ではありますが、それでもご支援してくださる方がいらっしゃいましたら、支援していただければ幸いです。

【送金先】

・ゆうちょ銀行からお振込みの場合

記号 17430

番号 82907261

口座名義 九州臨床宗教師会災害対策本部

（キュウシュウリンショウシュウキョウシカイサイガイタイサクホンブ）

・ゆうちょ銀行以外からお振込みの場合

店名 七四八（ナナヨンハチ）支店

店番 748

預金種目 普通預金

口座番号 8290726

口座名義 九州臨床宗教師会災害対策本部

（キュウシュウリンショウシュウキョウシカイサイガイタイサクホンブ）

日本臨床宗教師会（郵送先）

〒980-8576 仙台市青葉区川内2-7-1

東北大学大学院文学研究科 実践宗教学寄附講座内

FAX: 022-795-3831

Email: sicj@g-mail.tohoku-university.jp

URL: <http://sicj.or.jp>